

三監告示第4号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を三条市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

令和7年11月27日

三条市監査委員 長 橋 升

三条市監査委員 桃 澤 綾 子

三条市監査委員 山 田 富 義

記

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 | 監査の期間 | 同 上 |
| 3 | 監査の方法 | 同 上 |
| 4 | 監査の結果 | 同 上 |

定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 令和 6 年度及び令和 7 年度における総務部政策推進課、
DX 推進課、行政課、人事課、財務課及び税務課所管（分
掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況（所管の出
先機関を含む）
令和 5 年度、令和 6 年度及び令和 7 年度における会計
課及び議会事務局所管（分掌）事務に係る財務に関する
事務の執行状況（所管の出先機関を含む）
- 2 監査の期間 令和 7 年 8 月 25 日から同年 11 月 27 日まで
- 3 監査実施委員 長 橋 昇
樋 澤 綾 子
山 田 富 義
- 4 監査の方法
定期監査は、令和 5 年度、令和 6 年度及び令和 7 年度における財務に
関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類
を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。
- 5 監査の結果
事務事業は、おおむね適正に執行されていた。
なお、軽微な事務処理の誤り等で特に記述すべき事項は、次のとおりで
ある。
(1) 文書管理システム関係において、決裁区分及び決裁日が適正ではない
事例があった。
(2) 旅費支給事務において、未支給の事例があった。